

(平成26年5月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年6月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨 :

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年6月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで

私は申立期間当時、夫の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付していた。

申立期間①及び②の夫の付加保険料を含む国民年金保険料が納付となっているのに、私の保険料だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料を郵便局又は市役所の窓口で納付していたと述べているが、A市が国民年金保険料の収納業務を郵便局で開始したのは、平成5年4月からである上、同市の国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人及びその夫は、昭和55年7月から60年3月までB銀行（現在は、C銀行）の申立人名義の口座から振替により納付していたことが確認でき、保険料の納付方法が申立人の供述と一致しない。

また、申立期間①について、A市の被保険者名簿により、申立人の夫の国民年金保険料は口座振替で納付されたことが確認できる一方、申立人の保険料は振替不能となったことが推認できる上、特殊台帳（マイクロフィルム）においても未納と記録されており、申立人の当該期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間②について、A市の被保険者名簿により、申立人及びその夫の当該期間の国民年金保険料はともに未納となっていることが確認できるところ、申立人の夫の特殊台帳では、当該保険料は納付済みとなっていることから、夫の当該期間の保険料は振替不能となったものの、その後発行された納

付書により納付したと推認される一方、申立人の当該期間の保険料は、特殊台帳においても未納とされており、ほかに申立人の当該期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月 22 日から 35 年 9 月 21 日まで
② 昭和 35 年 9 月 21 日から 40 年 6 月 1 日まで

日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間については、脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間を年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人の名前の記載があるページから前後各5ページの資格取得者のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の前後3年以内に同資格を喪失し、脱退手当金の受給資格のあることが確認できる女性19人について脱退手当金の支給状況を確認したところ、17人に脱退手当金の支給記録がある上、そのうち16人(申立人を含む。)が被保険者資格を喪失してから約6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性は否定できない。

また、申立期間の脱退手当金の支給額は、端数処理により1円相違するものの、法定支給額にほぼ一致している上、申立期間の脱退手当金は、申立人が申立期間に係る事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約1か月後の昭和40年7月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間に係る事業所を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失(昭和40年6月1日)した後、昭和46年9月1日に他の事業所において同保険の被保険者資格を取得するまで公的年金に加入していない申立人が、申立

期間に係る厚生年金保険について脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4930 (旭川厚生年金事案 991 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 11 日から 4 年 8 月 13 日まで
昭和 59 年 10 月から平成 5 年 2 月まで、A 自動車学校で技能指導員として勤務した。

年金記録を確認したところ、平成 3 年 9 月 12 日から 4 年 8 月 13 日までの厚生年金保険の加入記録が欠落していた。

当時、私は A 自動車学校労働組合の執行委員長を務め、労使交渉に当たっていたため、会社により一度懲戒解雇されたが、その後、事業主と和解し、懲戒解雇の処分が撤回された。

当該期間は、私が懲戒解雇処分を受けてから和解が成立するまでの期間であるが、和解内容では、私を職場復帰させるとともに、厚生年金保険の被保険者資格も不利益を受けないよう遡って資格を取得させることになっていたため、当該期間について、年金記録を訂正してほしいと年金記録確認旭川地方第三者委員会(当時)に申し立てたが、平成 3 年 11 月 11 日から 4 年 8 月 13 日までの期間の年金記録の訂正は必要でない判断された。

今回、新たな証言を付け加えて主張し、証言者を提示するので、前回の申立期間のうち訂正が認められなかった平成 3 年 11 月 11 日から 4 年 8 月 13 日までの期間について、再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 自動車学校と申立人及び当該事業所の労働組合が締結した労使紛争に係る和解契約書並びに申立人の供述によると、申立人の身分は、当該期間において、遡って当該事業所の労働組合専従者扱いとなっていることが確認できるところ、労働組合専従者は、従前の事業主との関係においては、厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、労働組合に雇

用又は使用される者としてのみ厚生年金保険の被保険者となることができることから、申立人は、当該期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者の資格を取得することはできないこと、ii) 当該期間において、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由として、既に年金記録確認旭川地方第三者委員会の決定に基づき、平成 24 年 8 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料を提出することなく、「私が解雇によって失った厚生年金保険の加入期間については、和解により会社が回復させることで合意しており、これを元にバックペイ（解決金）は支払われている。当該期間の欠落は、会社が本人負担分の厚生年金保険料を事実上控除しながら、和解の約束を守らず厚生年金保険被保険者資格の回復手を怠ったことが原因であることは明白である。」と主張している。

しかしながら、申立人は、「解決金の内訳について、正確な金額は分からない。」としている上、上記和解契約書には、厚生年金保険に関する記述は無く、当該事業所は、当初の申立てにおいて、「和解契約書に基づき、申立期間について、申立人は、労働組合専従であり当社から給与は支給していない。解決金は、申立人の厚生年金保険料を控除した上での金額ではない。」と回答している。

また、申立人は、証言者として当時の関係者の名前を挙げているが、同人は、当初の申立てにおいて、申立人が名前を挙げた者であり、既に照会し、回答を得ていることから、申立人の主張は、年金記録確認旭川地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。